

○香春町いじめ防止等対策推進条例

平成27年3月24日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、児童又は生徒に係るいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

(いじめ防止等対策推進の方針)

第2条 町は、法第3条に規定する基本理念にのっとり、本町の状況に応じたいじめの防止等のための対策を推進するものとする。

2 町は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針として、香春町いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

(香春町いじめ問題対策連絡協議会)

第3条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、香春町いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止等のために町が実施する施策を総合的かつ効果的に推進させるとともに、関係する機関及び団体がそれぞれの役割に応じて行う取組等を促進させることにより、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する役割を担うものとする。

3 協議会は、香春町、香春町教育委員会、香春町立小中学校、田川児童相談所、田川保健福祉事務所、田川警察署、福岡法務局田川支局その他関係機関に属する者のうちから、町長が委嘱する。

4 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、香春町教育委員会規則で定める。

(香春町いじめ防止等対策委員会)

第4条 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、香春町教育委員会に法第14条第3項に規定する附属機関として、香春町いじめ防止等対策委員会

(以下「対策委員会」という。)を置く。

- 2 対策委員会は、香春町教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議し、答申する。
 - (1) いじめの防止等のための対策の推進に関すること。
 - (2) 法第23条第2項の規定による報告に係る事案に関すること。
 - (3) 法第28条第1項に規定する調査に関すること。
- 3 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、香春町教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前3項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、香春町教育委員会規則で定める。

(香春町いじめ防止等調査委員会)

第5条 町長は、法第30条第2項に規定する附属機関として、香春町いじめ防止等調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置くことができる。

- 2 調査委員会は、町長の諮問に応じ、法第28条第1項の調査結果について、法第30条第2項に規定する調査(以下この条において「再調査」という。)を行う。
- 3 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、町長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 4 調査委員会の委員の任期は、再調査が終了するときまでとする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前3項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、香春町規則で定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長及び香春町教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(香春町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 香春町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年香春町条例第9号)の一部を次のように改正する。